

申請後の注意事項について

よくある質問に対する回答、特に気を付けていただきたいことをまとめていますので、必ずご一読ください。

(1)前半期分の授業料支払いについて

本制度の二次募集に申請された方については、以下の通り対応をお願いいたします。

■授業料を大学から送付する請求書で納付する方

5月中旬に請求書を送付しますが、採否判明後の授業料減免結果通知送付時に、改めて授業料納付についてご案内しますので、現時点では授業料を振り込まず、請求書は保管しておいてください。

■授業料を口座振替で納付する方

授業料減免結果通知送付時に、改めて授業料納付についてご案内しますが、採用された場合、引落された授業料は返納されます。

(2)自宅外通学の手続きをしても、採用当初は「自宅通学」の金額が振込されます。

日本学生支援機構(JASSO)における自宅外通学の審査には時間を要するため、**採用当初は実際の通学形態に関わらず「自宅通学」の月額で給付奨学金が振込されます。**日本学生支援機構で自宅外通学の審査が終了次第、追って差額分が振込されます。

また、後日「給付奨学生証」という書類を送付いたしますが、奨学生証が発行される時点では自宅外通学の審査が完了していないため、**給付奨学生証の「給付月額」の欄には、自宅外通学者の方も実際の通学形態に関わらず、「自宅通学」と記載されています。**(「自宅外通学」と修正した奨学生証は発行されませんので、奨学生証は大切に保管してください。)

(3)初回振込は8月8日(金)以降となります。

提出書類に不備がなく、順調に手続きが進んだうえで採用されると**8月8日(金)**に初回振込があります。書類に不備があった場合、マイナンバーを提出していない場合、提出していても日本学生支援機構で所得審査に時間を要している場合などは、初回振込が翌月以降になります。※多子世帯のみでの認定の方については、給付奨学金は支給されないため振込はありません。

(4)採否判明後に授業料減免結果通知を郵送します。

採用可否・授業料減免結果通知を採否判明後に郵送します。支援区分が満額支援ではない方は、授業料の支払いが必要です。

(5)奨学生に採用された後も年に1回学力審査があり、結果によっては身分が廃止・停止されます。

給付奨学金は国費を財源としており、特に優れた人であって経済的理由により極めて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。よって、給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励し、給付奨学金の支給開始後も給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

そのため、**学年末に学業成績等について給付奨学生としてふさわしいかを確認し、給付奨学金の継続の可否等を決定します(適格認定)**。学業成績が不振等の場合は、給付奨学金の支給を廃止(打ち切り)又は一定期間停止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。

【審査基準】

※標準単位数=卒業に必要な単位数÷修業年限×申請者の在学年数

例)文学部 3年生 93単位=124単位÷4年×3年(現在の学年)

■廃止

次の1~4のいずれかに該当し、やむを得ない事由があると認められないとき。

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数の合計数(通算)が標準単位数の5割以下であること。
3. 学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
4. 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(停止の区分に該当する者を除く)。

■停止

警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。

(2回目の警告がGPA下位4分の1以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して3回該当する場合を除く)

■警告

次の1~3のいずれかに該当し、やむを得ない事由があると認められないとき。

1. 修得した単位数の合計数(通算)が標準単位数の6割以下であること。(廃止の区分に該当するものを除く)
2. GPA等が学部・学科等における下位4分の1の範囲に属すること。
3. 学修意欲が低い状況にあると認められること(廃止の区分に該当するものを除く)